

・天塩川水系河川整備計画（原案）に関する意見書

【はじめに】

サンルダム建設計画をはじめとする天塩川水系河川整備計画案、およびその議論の進め方に関する問題は、きわめて多岐にわたる。

これら問題の詳細については、今後の議論の中で明らかにしていくこととし、本意見書においては、とくに重大と思われる数点について、簡単に意見を述べる。

1. サンルダムの治水効果とその説明に関する問題

サンルダム建設をはじめとする河川整備計画の前提として、「上流ダムの効果は下流にまで縦断的に及ぶ」という説明がある。しかし、河川下流におけるダムの実際の効果は、ダム下流から対象地点までの洪水流入による時系列的な影響を受ける。このため、ダムによる洪水ピークの低減効果は、ダムから下流に離れるほどに著しく減少する。つまり、天塩川上流のサンルダム等で、仮に毎秒 300m<sup>3</sup>/s の洪水ピークをカットしたとあって、天塩川水系各地点でその効果が続くわけではない。

河川整備計画案で想定する「菅平で 4400m<sup>3</sup>/s になる洪水」のときに、菅平から 100km 以上も上流のサンルダムがどれだけ効果をもつかのは、その洪水が生じてみなければわからない。ダム計画に対する説明で提示されている流量グラフ、ダムの効果は、計画上の仮想洪水に対する資料である。

なお整備計画案で計画の根拠として示されている「昭和 56 年 8 月洪水」の実際の流量資料について検討すると、天塩川本流の洪水ピークに対するサンルダムの効果は、ゼロないしマイナス（逆効果）となる。

サンルダムが関係できる集水面積は、天塩川水系全体のわずか 3% である。治水議論をおこなう前提の科学的客観的な事実として、サンルダムの治水能力は、実際に生じる天塩川の洪水に対してはきわめて小さく、かつ限定的なものである。

2. 水害の分析手法および説明の問題

河川整備計画で想定される規模の洪水が、現在の河道を流れた場合に浸水が予想される地域が、今までに多くの図表を用いて示されている（「浸水想定区域図」第 11 回流域委員会資料ほか）。

しかしこの図は、「河口（あるいは合流点）から 1km 地点で破堤した場合」、「河口から 2km 地点で破堤した場合」、「河口から 3km 地点で…」といったように、計画水位を上回る各地点で破堤した場合に浸水が予想される地域の、個別の図を合成したものである。仮に予想どおりに破堤、浸水が生じたからといって、図示されている地域がみな浸水を生じるわけではない（※1）。

浸水想定区域図は、「ある条件において浸水の可能性がある地域とその浸水深」を示したものであり、この条件において破堤が生じた場合の実際の浸水面積は、図示された浸水区域の 10 分の 1 程度と考えられる。また、危険箇所にもかかわらず、浸水想定区域図から漏れている地域もある。

なお、浸水想定区域図では、前提として「計画高水位を越えた場合にはどこでも破堤が起こりうる」としている。しかし名寄川中流、下流区間では、ほぼ全川にわたって、国の基準（余裕高 1m）を大きく上回る規模の巨大堤防が完成している（余裕高 2.5m 前後）。計画水位を越えたからといって、すぐに危険な破堤に結びつく状態ではない（※2）。

名寄川の中下流には、すでに十分な規模の堤が完成している一方、名寄川の天塩川合流部より 4km 前後（JR 橋）、13km 前後（七線橋）、15km 前後の区間では、河川整備が著しく遅れており、計画流量に満たない洪水でも危険が生じる状況である。また仮にサンルダムを建設しても、河川整備計画で想定する洪水流量においては浸水被害を免れることができない。

天塩川水系における現在の治水計画手法は、単に計画水位に対する上下のみで被害を想定し、危険の度合いの差異を無視している。このような方法では、堤防に大きな余裕があり、実際の危険度が低い箇所への対策に時間と費用が費やされる一方、すでに日常的な危険に晒されており、早急な対策が求められている箇所の問題を、効果的に解決することができない。

実際の効果が小さく、費用と環境影響が大きなサンルダムの建設より先に、これら危険度の大きな箇所への対策、そして実際の浸水被害を繰り返す内水氾濫に対する効果的な対策を講じる必要があるだろう。

※1. 例えば、戸数 20 軒の集落で、1 軒の家が火事になり全焼する場合の被害規模と防災を考える。開発局の浸水予想図の考え方であれば、20 軒のどの家でも火事になる可能性はあるのだから、1 軒が火事になる可能性さえあれば、集落がすべて全焼してしまうことになる。かつ、1 軒の火事を消すのに必要な防火用水が 10000 リットルだとすれば、この集落では  $10000 \times 20 = 2000000$  リットルの防火用水を常に使える状態にしておかねば危険ということになる。このような数値操作は、実際の防災を検討する上では無意味である。

※2. 2003 年 8 月の沙流川洪水では、想定を超える洪水の流入によって、二風谷ダムが満水となり、河川整備計画で示された流量の 1.7 倍規模の放流を行った。この結果、二風谷ダム下流ではほぼ全域にわたって計画高水位を越えた。しかし不幸中の幸いにして堤防の越流は生じず、最悪の破堤も 1 か所も生じていない。

### 3. 「遊水地案」に関する説明の問題

浸水想定区域図は、名寄川流域に遊水地（池）を建設した場合に影響を受ける農地の図としても、ほぼそのまま使用されている。これも正確に表現するならば、「天塩川水系の治水のために、名寄川流域のみに遊水地を設置するとした場合に、遊水地の候補地となりうる地域の合成図」である。

もっとも、天塩川水系全体の治水問題を、支流名寄川そのまた支流のサンルダム、あるいは名寄川流域だけの遊水地では解決できないことは自明である。仮にそれが可能だとしても、この遊水池によって影響を受ける農地は、実際の浸水地域と同様に、示された図の 10 分の 1 前後であろう。

さらに、この図（浸水想定区域図を使い回した遊水地の図）から「サンルダム予定地に遊水地とした場合」の容積（あるいは面積）を単に除いた図が提示され、「ダム予定地に遊水地とした場合に効果は小さい」と説明されていることが問題である。

個別の浸水予想地域を合成した図と、ダム予定地の容積（あるいは面積）は全く根拠が異なるものである。この二者を比較することには、防災手法を立案する上で何の意味もない。

### 4. サンルダムの構造変更に関する問題

サンルダム計画は、当初は「重力式コンクリートダム」とされていたが、コスト低減等の理由から、平成 15 年に「台形 CSG ダム」へと変更されている。しかし流域委員会資料、住民説明会ではこの重要な変更について一切の説明がない。そればかりか配付資料等では、台形 CSG 工法の断面図に「重力式コンクリート」とわざわざ説明をつけている。また説明会でも、サンルダム建設事業所長は、「台形 CSG ダムは重力式コンクリートダムの一種」と、大衆の目前で、公然と虚偽の説明を行った。

北海道開発局は、「サンルダムが従来の重力式コンクリートダムではなく、未経験の CSG ダムである事実」に関する議論と説明を避けるため、誤った資料を恣意的に作成し、虚偽の説明を続けていると考えられる。

※CSG 工法とは、現地で採取される砂利にコンクリートを混ぜ、敷きならしと転圧によって施行する工法である。道路の簡易舗装を積み重ねて堤防にすると考えればよい。CSG はコンクリートに比べて強度が小さいため、台形断面とし、厚みをもたせることで必要な強度の確保をはかる。

CSG ダムと重力式コンクリートダムでは材料、工法、強度特性が全く異なり、法令上も別の扱いである。台形 CSG ダムについて、国は今まで大ダムの建設経験がなく、関連法規も未整備である。サンルダムは、このような状況下で特例的に建設許可が出されている。

### 5. 意見募集に関する問題

このような虚偽だらけの開発局の姿勢を端的に示しているのが、本意見書の直接の動機となる意見募集である。募集要項では「関係する市町村にお住まいの皆様の見解をお伺いします。」（インターネット告知）・「天塩川流域市町村（天塩町、幌延町、稚内市、豊富町、中川町、音威子府村、美深町、名寄市、下川町、士別市、剣淵町、和寒町）にお住まいの皆様の見解を募集します」（説明会資料 PDF）と記述され、対象とする居住自治体までが指定されている。

これに対し、説明会（士別会場）にて、「流域外の国民意見の扱い」を聞いたところ、「流域外からでも意見は受け付ける」という回答であった。そこで、流域外からの意見受け付けについて記述するべきではないかと問うたところ、「訂正は行わない」という回答である。

市民向け資料では対象を限定して説明しながら、追求されないと限定しないと述べ、訂正を求められるとこれを拒否する姿勢は、2枚舌3枚舌の国民騙しであるとしかいいいようがない。

※2005年度の沙流川水系河川整備計画案（変更）に関する意見募集でも、開発局は同様のごまかしをしている。インターネットによる告知において、「流域の皆さんの意見を募集します」と記述。これに対し、「意見募集対象を流域に限定するのはおかしい」という意見が出されたところ、意見募集終了後に、その意見を紹介した上で、「募集意見は流域に限定していません」という「回答」を掲載した。

#### 【本意見書のまとめと提言】

北海道開発局は、1月に開催された説明会（名寄会場）において、合意形成のありかたを問われた際、「さまざま意見や問いかけに事業者として答え説明をすることが住民合意である」旨の回答を行った。

しかし説明会とおして見れば、サンルダムの計画上の水位、流量等の基本データなど、ダム計画と河川整備計画に関する基本的な質問のほとんどには回答を行わず、単に「検討中」、「資料がない」と述べるにとどまっている。

また、事業者による説明とは、合意形成を行うために必要な過程であって、それ自体は合意形成ではない。百歩譲り、仮に説明を行うことが合意形成であるとしても、その内容が虚偽とごまかし、先送りばかりでは、開発局は合意形成に対する自ら述べる姿勢を、開発局自身で否定していることになる。

サンルダム建設を始めとするいままでの流域委員会や説明会における説明は、不適切な説明によって住民の危機感を煽り、本来の問題と無関係な策を示し多額の費用負担を強要する「リフォーム詐欺」と同類のものである。また今までの議論は、無意味な資料、虚偽の説明に基づく無意味な議論ごっこにすぎず、事業者の都合を国民に押し付け、有形無形の圧力によって、「合意」を強要するだけのものでもある。このままでは、日本国民は行政による誤った整備計画によって、天塩川という貴重な財産資源を、無意味に失うことになる。

以上のことから、天塩川水系河川整備計画の策定に関する議論を、正しく科学的な議論、民主的社会的な合意形成のもとに、最初からやり直すことを、ここに提案する。